

○高山市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

昭和53年10月3日

市規則第32号

改正 平成19年3月30日市規則第113号

平成22年9月30日市規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、高山市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和51年高山市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(現状変更行為の許可申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者は、現状変更行為許可申請書（別記様式第1号）を副市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 行為の所在地を示す付近の見取図
- (2) 行為に関する設計仕様書及び設計図
- (3) 行為前の当該現状写真
- (4) その他参考となる資料及び副市長が必要と認めるもの

(平18規則113・一部改正)

(許可書の交付)

第3条 副市長は、条例第4条第1項の規定による許可の決定をしたときは、現状変更行為許可書（別記様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(平18規則113・一部改正)

(現状変更行為の完了届)

第4条 条例第4条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、速やかに現状変更行為完了届出書（別記様式第3号）を副市長に提出しなければならない。

(平18規則113・一部改正)

(協議の手続)

第5条 条例第6条後段の規定による協議は、別記様式第1号に準じて記載した協議書を副市長に提出するものとする。

(平18規則113・一部改正)

(通知の手続)

第6条 条例第7条後段の規定による通知は、別記様式第1号に準じて記載した通知書を副市長に提出するものとする。

(平18規則113・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、副市長が別に定める。

(平18規則113・一部改正)

附 則

この規則は、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示のあつた日から施行する。

附 則（平成19年3月30日市規則第113号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、従前の規定による帳票でその用紙等の残存するものについては、その残存分に限り、修正して使用することができる。

附 則（平成22年9月30日市規則第21号）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式については、この規則による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

（平18規則113・平22規則21・一部改正）

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（あて先）高山市副市長

住 所

氏 名

現 状 変 更 行 為 許 可 申 請 書

下記のとおり保存地区内において現状を変更したいので申請します。

記

- 1 行為の所在地
- 2 行為を行う理由
- 3 行為の内容及び方法
- 4 着手及び終了の予定期日
- 5 施行者の住所氏名
- 6 その他参考となる事項

（添付書類）

- (1) 付近見取図
- (2) 設計書及び設計図
- (3) 現状写真
- (4) その他副市長が必要と認めるもの

別記様式第2号（第3条関係）

（平18規則113・一部改正）

別記様式第2号（第3条関係）

許可番号

年 月 日

殿

高山市副市長

印

現 状 変 更 行 為 許 可 書

年 月 日付で申請のあった保存地区内の下記の現状変更行為を許可します。

記

別記様式第3号（第4条関係）

（平18規則113・平22規則21・一部改正）

別記様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）高山市副市長

住 所

氏 名

現 状 変 更 行 為 完 了 届 出 書

年 月 日付で許可のあった保存地区内の現状変更行為は、下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 行為の所在地
- 2 行為を行った内容及び方法
- 3 着手及び完了期日
- 4 施行者の住所氏名
- 5 完成写真